

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 収集運搬する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

備考 取扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

様式第一号の2

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車両の名称	型式・寸法	自動車登録番号	最大積載量 (kg)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地					
駐車場の所在地		※ 土地の地番、所有者、面積を記入する			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称		用途	容量	備考	
(3) 積替え又は保管施設の概要					

様式第一号の3

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び業員数を含む。）

従業員数内訳

年 月 日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で準 用する第4条の6に 規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記 外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

(日本工業規格 A列4番)

様式第一号の4

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

(3) その他



## 施設平面図

見取図の種類	事務所・事業場・車庫・積込港・その他（ ）
住所	
<p>1. 事業場内の見取図，事業用車両の駐車部分がわかるように記載すること。</p> <p>2. 駐車場については，土地の登記簿謄本（全部事項証明書）を添付すること。</p> <p>3. 所有権がない場合は，使用する権限を有することを証明する書類（賃貸契約書の写し，または，施設使用承諾書【様式第三号】）を添付すること。</p>	

## 運搬車両等の写真

自動車登録番号 (船舶番号)		車両の名称 (船舶の名称)	
前 面 写 真	<p style="text-align: center;">注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の前面（真正面）を撮影すること。 （船舶の場合は、「斜め前方」より船舶全体を撮影すること。）</li> <li>・ナンバープレートが確認できること。 （船舶の場合は、「船舶の名称」が確認できること。）</li> </ul>		
側 面 写 真	<p style="text-align: center;">注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の側面（真横）を撮影すること。 （船舶の場合は、「斜め後方」より船舶全体を撮影すること。）</li> <li>・名称等の車体の表示が確認できること。 （既に許可を有している場合には所定の事項が表示されていること）</li> </ul> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>表示義務事項</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>①産業廃棄物収集運搬車両である旨の表示</li> <li>②業者名</li> <li>③許可番号</li> </ul> <div style="font-size: 3em; margin-left: 10px;">}</div> </div> </div>		
	撮影	年	月
		日	

## 運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 容器の全体が写るように撮影すること。</li></ul>			
		撮影	年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 容器の全体が写るように撮影すること。</li></ul>			
		撮影	年 月 日

## 施設使用承諾書

平成 年 月 日

様

住 所

氏 名

印

貴殿が下記の  
土地  
を（特別管理）産業廃棄物収集運搬施設として使用することを承諾します。  
車両

### 記

1. 期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2. （特別管理）産業廃棄物収集運搬施設

（1）駐車場 地番

面積

（2）車両の登録番号

## 誓 約 書

住 所

氏 名  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

申請者は、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、下記（４、１０及び１４を除く。）に該当するに至った場合には、環境省令で定めるところによりその旨を届け出ます。

- １ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ２ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
- ３ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は次の法令に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
  - （１）浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）
  - （２）大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）
  - （３）騒音規制法（昭和４３年法律第９８号）
  - （４）海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和４５年法律第１３６号）
  - （５）水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）
  - （６）悪臭防止法（昭和４６年法律第９１号）
  - （７）振動規制法（昭和５１年法律第６４号）
  - （８）特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成４年法律第１０８号）
  - （９）ダイオキシン類対策特別措置法（平成１１年法律第１０５号）
  - （１０）ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成１３年法律第６５号）
- ４ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。第３１条第７項を除く。）の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
- ５ 刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条（傷害）、第２０６条（傷害現場助成）、第２０８条（暴行）、第２０８条の３（凶器準備集合及び結集）、第２２２条（脅迫）若しくは第２４７条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
- ６ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は浄化槽法の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）
- ７ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は浄化槽法の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの。
- ８ ７に規定する期間内に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、７の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの。
- ９ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- １０ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
- １１ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が１から１０までのいずれかに該当するもの
- １２ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに１から１０までのいずれかに該当する者のあるもの
- １３ 個人で政令で定める使用人のうちに１から１０までのいずれかに該当する者のあるもの
- １４ １０に該当する者がその事業活動を支配する者

- ・役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。
- ・政令で定める使用人とは、①本店又は支店（商人以外の者）にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者、②継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の処理に関して契約を締結する権限を有する者をいう。
- ・１０及び１４については、一般廃棄物に係る申請・届出の場合は除く。

様式第五号

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する 資金の総額		
土地		
事務所		
収集運搬車両		
積替保管施設		
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	(借入先名)	
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
			年 月 日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格・金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格・金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			